

千葉市公告第 3 0 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 5 日

千葉市長 神 谷 俊 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパーバリュー幕張西店
所在地 千葉市美浜区幕張西一丁目 1 番 7 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 株式会社スーパーバリュー
代表者の氏名 代表取締役 内田 貴之
住 所 埼玉県上尾市愛宕三丁目 1 番 4 0 号

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

名 称 株式会社スーパーバリュー
代表者氏名 代表取締役 岸本 圭司
所 在 地 埼玉県上尾市愛宕三丁目 1 番 4 0 号

（変更後）

名 称 株式会社スーパーバリュー
代表者氏名 代表取締役 内田 貴之
所 在 地 埼玉県上尾市愛宕三丁目 1 番 4 0 号

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）

小売業者		住所	主として販売する物品
氏名（名称）	代表者		
株式会社 スーパーバリュー	代表取締役 岸本 圭司	埼玉県上尾市愛宕三 丁目 1 番 4 0 号	生鮮食料品、生活関連品

（変更後）

小売業者		住所	主として販売する物品
氏名（名称）	代表者		
株式会社 スーパーバリュー	代表取締役 内田 貴之	埼玉県上尾市愛宕三 丁目 1 番 4 0 号	生鮮食料品、生活関連品

4 変更の年月日

(1) (2) 令和5年11月27日

5 変更する理由

- (1) 設置者の代表者に変更が生じたため
- (2) 小売業者の代表者に変更が生じたため

6 届出の年月日

令和6年3月28日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和6年4月5日から令和6年8月5日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで